

亀山市告示第166号

亀山プレミアム付商品券事業（V e r . 2）実施要綱を次のように定める。

令和4年7月8日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山プレミアム付商品券事業（V e r . 2）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争の影響により物価が高騰する中、市が市民に対し市内で使用できるプレミアム付商品券の販売等を行う事業を実施することにより、市内事業者のキャッシュレス決済によるデジタル化の推進を図るとともに、市民の生活を支援し、消費喚起を促すことにより市内経済の循環を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この告示により実施する事業の名称は、亀山プレミアム付商品券事業（V e r . 2）（以下「事業」という。）という。

（定義）

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）プレミアム付商品券 第1条の目的を達成するために、この告示に基づき販売される商品券をいう。
- （2）デジタル型商品券 スマートフォンに専用アプリをダウンロードし、特定事業者で利用できるプレミアム付商品券をいう。
- （3）カード型商品券 プリペイドカードに二次元コードが搭載され、特定事業者で利用できるプレミアム付商品券をいう。
- （4）特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- （5）特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長が適当と認める団体等に委託することができる。

(購入申込対象者)

第5条 プレミアム付商品券の購入の申込みをすることができる者は、申込みの時点で市の住民基本台帳に記録されている者とする。

(プレミアム付商品券の購入の申込み等)

第6条 プレミアム付商品券の購入の申込みをしようとする者は、令和4年9月15日から同年10月7日までの間に、デジタル型商品券にあつては専用サイトの応募フォームから必要事項を入力することにより、カード型商品券にあつては専用はがきに必要事項を記入した上で郵送することにより、それぞれ申込みを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、必要事項を確認した上で、デジタル型商品券にあつては当該プレミアム付商品券の購入が可能であることを証する通知を、カード型商品券にあつては当該プレミアム付商品券の購入が可能であることを証する購入引換券の交付を行うものとする。

3 前項の規定によりデジタル型商品券の購入が可能であることを証する通知を受けた者は、別に定める方法により、当該通知に記載された限度においてデジタル型商品券を購入することができる。

4 第2項の規定によりカード型商品券の購入が可能であることを証する購入引換券の交付を受けた者は、市長が別に指定した場所において当該購入引換券を提出することにより、交付された購入引換券に記載された限度においてカード型商品券を購入することができる。

(プレミアム付商品券の販売)

第7条 プレミアム付商品券を販売する期間は、デジタル型商品券にあつては令和4年11月1日から同月30日まで、カード型商品券にあつては同月1日から令和5年1月20日までの間とする。

2 プレミアム付商品券は、額面5千円の亀山プレミアム付商品券「TAKERU」（特定事業者との間における特定取引において使用できるもの）及び額面3千円の亀山プレミアム付商品券「たちばな」（次の各号に掲げる特定事業者以外の特定事業者との間における特定取引において使用できるもの）を一組としたものを5千円で販売す

る。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する大分類Iの卸売業、小売業のうち中分類58の各種飲食料品小売業及び酒小売業並びに中分類59の機械器具小売業（自動車小売業及び自転車小売業を除く。）で、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第2条に規定する店舗面積が1,000平方メートル以上である店舗
- (2) 日本標準産業分類に規定する大分類Iの卸売業、小売業のうち中分類60のその他の小売業のうちドラッグストア、調剤薬局及びホームセンター
- (3) 日本標準産業分類に規定する大分類Pの医療、福祉のうち中分類83の医療業（その他の療術業を除く。）
- (4) その他特に市長が指定する特定事業者

3 前項の規定によるプレミアム付商品券の販売は、1の購入申込者（前条の規定による申込みを行った者をいう。以下この項において同じ。）につき、6組を限度とする。ただし、前条第1項の規定による申込みが多数であることにより、当該申込みに応じたプレミアム付商品券の販売が困難であると認められるときは、それぞれの購入申込者について、抽選により販売できる数量を決定するものとする。

（プレミアム付商品券の使用）

第8条 プレミアム付商品券の使用期間は、令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間とする。

- 2 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 3 プレミアム付商品券は、購入した本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 4 プレミアム付商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産又は金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(特定事業者の登録等)

第9条 市長は、募集要項を別に定めた上で特定事業者を募集し、募集に応じた事業者を特定事業者として登録したときは、当該特定事業者にポスターを配布し、店頭に掲示するよう求めるものとする。

(特定事業者の責務)

第10条 特定事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券の使用を拒んではならないこと、委託事業者と適切な連携体制を構築することその他の前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市長は、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第11条 市長は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、当該特定取引を行った特定事業者に対し、別に定める方法により、プレミアム付商品券の使用金額に相当する金銭を支払うものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。